

◎少年院法及び少年鑑別所法の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成二六年六月一日法律第六〇号)

二、衆議院法務委員長報告(平成二六年五月二七日)

○江崎鐵磨君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

最後に、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、両法律の施行に伴い、旧少年院法を廃止するほか、関係法律の規定の整備等を行うとするものであります。

以上三法律案は、去る五月十四日本委員会に付託され、十六日谷垣禎一法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日八王子少年鑑別所及び多摩少年院の視察を行いました。早速二十一日から質疑に入り、二十三日、質疑を終局し、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

三、参議院法務委員長報告(平成二六年六月四日)

○荒木清寛君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○谷垣国務大臣

(略)

続いて、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴い、旧少年院法を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

す。

.....(略).....

次に、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、旧少年院法を廃止するほか、関係法律の規定の整備等を行うとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査を行い、少年矯正の基本的理念、広島少年院における不適正処遇事件の原因についての調査及び分析、新法制定を受けた今後の社会復帰支援への取組、少年が育った家庭環境等に着眼して矯正を図る必要性、少年院及び少年鑑別所の透明性向上のための視察委員会制度の実効性確保策、救済及び苦情の申出制度の趣旨と実効性確保策、矯正医療における医官の人数及び質の十分な確保の重要性、再犯防止に向けた保護者との連携の強化策、処遇困難少年の増加と矯正教育課程の適合性、少年矯正における被害者の視点の重要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。